

# 学校いじめ防止基本方針（改定版）

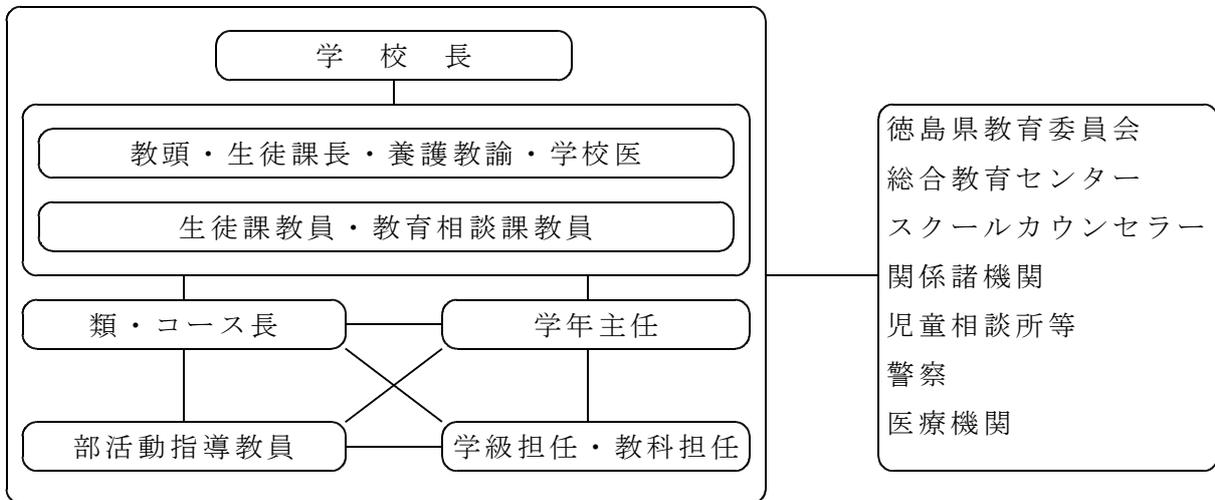
徳島県立徳島科学技術高等学校

## 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

- (1) 教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (2) いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。
- (3) ささいな事象であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- (4) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- (5) より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- (6) いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携を図るとともに、日頃から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

## 2 学校いじめ対策組織

### (1) 組織の構成

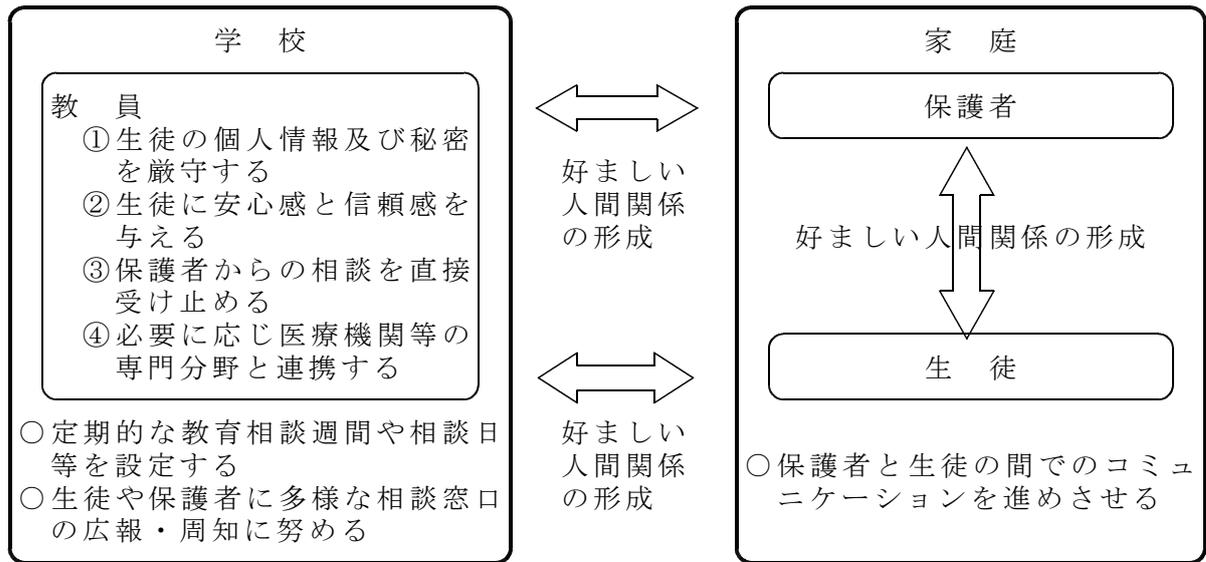


- 個々のいじめ防止・早期発見・対処に当たっては、教育相談コーディネーター、副担任等、生徒が相談しやすい教職員を組織員に追加する。
- 場合によっては、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者等の助言を得る。

### (2) 組織の役割

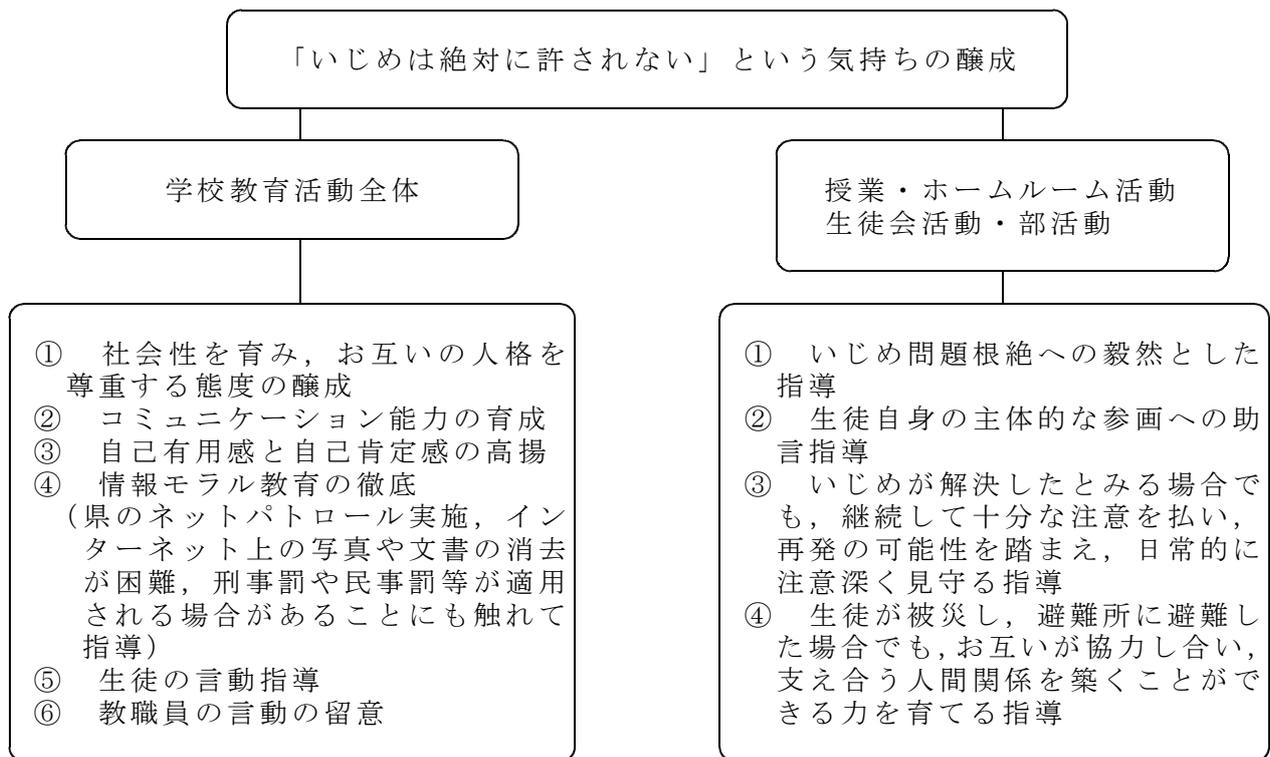
- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② 生徒・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。
- ③ いじめの疑いに係る情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④ 緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者の連携を行う。

### 3 教育相談体制



### 4 いじめ未然防止のための取組

#### (1) 教育・指導場面



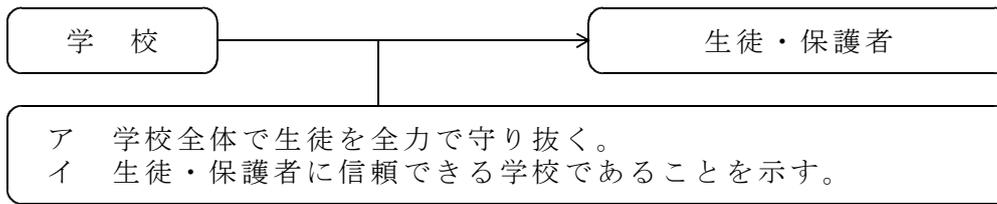
#### (2) 家庭・地域社会との連携

- ① 学校いじめ防止基本方針や指導計画をホームページ等で公表し、学期の始期、入学式等で生徒、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- ② 家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所との円滑な連携や情報の共有を図る。
- ③ P T Aや関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。
- ④ 「おごり」という名目で「ゆすり」・「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、生徒の行動や交友関係を把握し適切に対応する。

## 5 早期発見・早期対応の在り方

### (1) 生徒課対応

#### ① 各学期の始・終業式及び入学式等において



#### ② 生徒課が指示し、実施すること。

ア 「アンケート調査」及び「個別面談」の実施。

イ 保護者に対して「いじめ発見のための観察ポイント(保護者用)」を配付する。

ウ 担任などを通じて、保護者からの情報の提供を促す。

エ 学校いじめ対策組織において組織的に判断する。

オ いじめの把握にあたっては、学校内の専門家との連携も努める。特に、けんかやふざけ合い、けが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。

### (2) 全職員対応：教職員が学校教育現場で日常注意をすること。

ア 「いじめ発見のための観察ポイント(教員用)等」を使用しつつ、いじめの発見に努める。

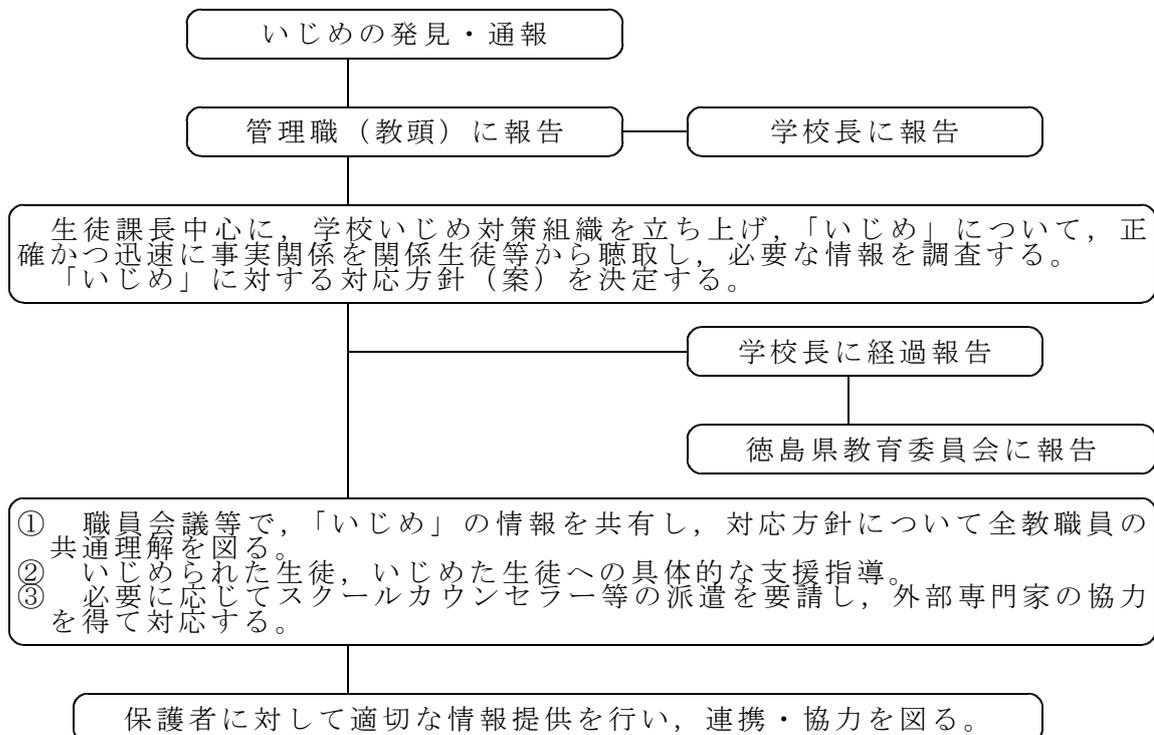
イ 生徒に絶えず声かけを行い、生徒が日常使用している言葉や態度等に注意する。

ウ 生徒の欠席や遅刻、けがなどについて注意し理由を確認し、場合によっては保護者との連絡を密にする。

エ いじめについて訴えや情報があったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は、管理職を通して速やかに県教育委員会に報告し、適切な連携を図る。

## 6 いじめへの対処

### (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応



(2) いじめられた生徒，保護者への支援

- ① いじめられた生徒の立場に立ってを徹底して全力で守りぬく。
- ② いじめられた生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ③ 複数教員による家庭訪問を行う。
- ④ 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 本人や保護者の気持ちに寄り添い，要望や相談には適切に対応する。
- ⑥ スクールカウンセラーの活用等，専門家による継続的な心のケアに取り組む。
- ⑦ 特に配慮が必要な生徒の指導については，日常的に該当生徒の特性を踏まえた適切な支援を行い，周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。



(3) いじめた生徒への指導と保護者への助言

- ① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて，行為に対する十分な反省を促す。
- ② いじめられた生徒を守る観点から，必要に応じて別教室等での学習を行わせる。
- ③ いじめの背景を考え，行為に対する責任を明確にし，再発防止に努める。
- ④ 複数教員で家庭訪問を行い，保護者に説明を尽くし，理解と協力を求める。

(4) 他の生徒への指導

- ① 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
- ② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ，「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。
- ③ 生徒自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより，いじめを許さない学校づくりを進める。

(5) 徳島県教育委員会等への報告と連携

いじめを認知した場合は，学校長が速やかに徳島県教育委員会に報告し，適切な連携を図るとともに，必要に応じてスクールカウンセラー，スクールプロフェッサー等の派遣を要請し，外部専門家の力を借りて対応する。

(6) 関係機関への相談・通報

- ① 恐喝，暴行，傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は，早期に警察に相談し，警察と連携した対応を取る。
- ② 生命又は身体の安全が脅かされるような場合には，直ちに警察に通報する。
- ③ ネット上のいじめが行われた場合，いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について，必要に応じて関係諸機関に協力を求める。

(7) いじめの解消状態

少なくとも，次の二項目が満たされていること。ただし，再発の可能性を踏まえ，日常的に注意深く見守る。

- ① 少なくとも3か月間を目安とする。学校いじめ対策組織において，より長期な期間を設定できる。
- ② いじめを受けた生徒が，心身の苦痛を感じていないこと。組織委員で面談等を実施する。

## 7 校内研修

全ての教職員の共通認識を図るため，校内研修(事例研究やロールプレイ)の計画を作成し，年に一回以上，いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

## 8 重大事態への対処

- (1) いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、重大事態として直ちに徳島県教育委員会に報告するとともに、徳島県教育委員会と連携して対処する。
- (2) 重大事態が生じ学校が調査主体になるときは、「重大事態への対応マニュアル」(別表)に従って、迅速かつ丁寧な調査を行う。

## 9 取組の評価

- (1) いじめ問題への取組等について、学校評価と教員評価の項目に位置づけ、達成目標設定とその達成状況の評価をする。
- (2) P D C Aサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。
- (3) 期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

## 10 年間計画 (いじめ防止プログラム)

【年間目標】・教育活動全体を通して、全生徒に「いじめは絶対に許されないこと」との理解を促し、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

	内容	対象者	担当
4月	学校基本方針の説明 指導体制や指導計画の公表・周知 学年会 入学式・オリエンテーション 全校集会・規律指導 個人面談 人権意識調査・インターネット利用調査 みちピカ事業①	教職員 教職員・保護者  教職員 生徒(1年生) 生徒(2・3年生) 生徒(全学年) 生徒(全学年)  生徒(全学年希望者)	生徒指導主事 生徒課  学年主任 教務課・生徒課 教務課・生徒課 生徒課 人権教育課  特別活動課
5月	規律指導 PTA総会 みちピカ事業② 人権HR活動① 校内研修 生徒総会	生徒(全学年) 保護者 生徒(全学年希望者) 生徒(2・3年生) 教職員 生徒(全学年)	生徒課 総務課長 特別活動課 人権教育課 生徒課・情報教育課 特別活動課
6月	人権HR活動① 全校集会・規律指導 みちピカ事業③ 評議員会 生徒生活実態調査①	生徒(1年生) 生徒(全学年) 生徒(全学年希望者) 地域有識者・教職員 生徒(全学年)	人権教育課 教務課・生徒課 特別活動課 企画広報課 進学課
7月	規律指導 人権HR活動② 保健委員会 みちピカ事業④ 球技大会 校内研修 携帯電話安全教室 いじめ・体罰被害のアンケート調査及び分析① 三者面談 夏季休業日中の生徒指導	生徒(全学年) 生徒(全学年) 教職員 生徒(全学年希望者) 生徒(全学年) 教職員 生徒(1・2年生) 生徒(全学年)  生徒・保護者(全学年) 生徒・保護者(全学年)	生徒課 人権教育主事 保健厚生課 特別活動課 特別活動課 生徒課・教育相談課 生徒課 生徒課  教務課 生徒課
8月	全校集会・規律指導 中学生体験入学・部活動体験 1学期取組の点検評価・改善	生徒(全学年) 生徒・中学生とその保護者 教職員	教務課・生徒課 教務課 生徒課

9月	全校集会・規律指導 校内研修 みちピカ事業⑤ 人権HR活動③	生徒（全学年） 教職員 生徒（全学年希望者） 生徒（全学年）	教務課・生徒課 生徒課・特別活動課 特別活動課 人権教育課
10月	規律指導 体育祭 文化祭 生徒生活実態調査②	生徒（全学年） 生徒（全学年） 生徒（全学年） 生徒（全学年）	生徒課 特別活動課 特別活動課 進学課
11月	全校集会・規律指導 オープンスクール みちピカ事業⑥	生徒（全学年） 生徒・保護者・地域住民 生徒（全学年希望者）	教務課・生徒課 企画広報課 特別活動課
12月	規律指導 球技大会 みちピカ事業⑦ いじめ・体罰被害アンケート調査及び分析② 人権HR活動④ 校内研修 冬季休業日中の生徒指導 2学期取組の点検評価・改善	生徒（全学年） 生徒（全学年） 生徒（全学年希望者） 生徒（全学年）  生徒（全学年） 教職員 生徒・保護者 教職員	生徒課 特別活動課 特別活動課 生徒課  人権教育課 生徒課・進学課 生徒課 生徒課
1月	全校集会・規律指導 校内研修 みちピカ事業⑧ 人権HR活動⑤ 学年集会	生徒（全学年） 教職員 生徒（全学年希望者） 生徒（全学年） 生徒（3年生）	教務課・生徒課 生徒課・環境整備課 特別活動課 人権教育課 学年主任
2月	規律指導 予餞会 学年集会 登校日 修学旅行 生徒生活実態調査③ 卒業式予行・賞状授与伝達式 みちピカ事業⑨	生徒（全学年） 生徒（全学年） 生徒（2学年） 生徒（3学年） 生徒（2学年） 生徒（1・2学年） 生徒（全学年） 生徒（全学年希望者）	生徒課 特別活動課 学年主任 学年主任 学年主任 進学課 企画広報課 特別活動課
3月	規律指導 卒業式 いじめ・体罰被害アンケート調査及び分析③ 校内研修 学年末学年始の生徒指導 1年間取組の点検評価・改善と次年度の計画	生徒（全学年） 生徒（2・3学年） 生徒（1・2学年）  教職員 生徒（1・2学年） 教職員	生徒課 企画広報課 生徒課  生徒課・教務課 生徒課 生徒課

平成30年3月策定